

【 記入例 】 線下伐採

伐採及び伐採後の造林の届出書

個人からの届出で自署の場合は、押印省略可

南越前町長 殿

平成 年 月 日

伐採をする者 住所  
氏名

印

伐採後の造林をする者 住所  
氏名

印

原則としてすべての地番を記載

次のとおり森林の伐採をしたいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

〇〇町 □□字 △△地番、▽▽地番

2 伐採計画

すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他針葉樹、ぶな、くぬぎ、その他広葉樹

小数点第2位まで記入

伐採面積	0.65 ha	
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率 100%
伐採樹種	その他広葉樹	立木材積による伐採率
伐採齢	4(4~50)	
伐採の期間	平成24年9月1日 ~ 平成25年2月20日	

伐採する森林が異林齢の場合、最も多いものの林齢を記載し、(最低林齢 ~ 最高林齢)を記載。

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	0.65 ha	
人口造林による面積 (A+B)	— ha	
植栽による面積 (A)	小数点第2位まで記入 (第3位を四捨五入)	— ha
人工播種による面積 (B)	— ha	
天然更新による面積 (C+D)	0.65 ha	
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha	
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他( )・なし	
天然下種更新による面積 (D)	0.65 ha	
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他( )・なし	

伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。

【 記入例 】 線下伐採

(2) 造林の方法別の造林計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人口造林 (植栽・人工播種)				
天然更新 (ぼう芽更新 <u>天然下種更新</u> )	平成25年4月1日～ 平成30年3月31日	その他 広葉樹	0.65 ha	
5年後において適確な更新 がなされない場合	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	その他 広葉樹	0.65 ha	450本

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考	広葉樹の標準的な植栽本数は 2,500～10,000本/ha (例) 3,000本/ha×0.65ha=1950本
適合通知書等の希望の有無(有・無)	

注意事項

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

- 5 所在する市町村の森林整備計画に定める森林整備方針に基づき、伐採後の造林に係る計画を記載すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 10 造林面積には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないように記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 5年後において適確な更新がされない場合欄には、造林の方法を天然更新になる場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合にあって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。